



核軍縮に関する国際情勢 (8)

—— 核兵器の削減 ——

大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒澤 満

広義の核軍縮には、核不拡散や核実験禁止が含まれるが、狭義の本来の意味は、核兵器の削減および撤廃であり、核軍縮の目標は核兵器の存在しない世界の構築であるので、今回は、核兵器の削減について、歴史的に整理しながら現状を批判的に検討し、今後の課題を明らかにしたい。

I 核兵器の保有数およびその推移

最初に、1945年7月にニューメキシコで実験され、8月に広島・長崎に投下された核兵器が、その後どのように増加し、また冷戦終結後にどのように削減されていったかを検討する。

1 米国とソ連／ロシアの核兵器数の推移

(1945年－2004年)

グラフから明らかなように、米国とソ連の核兵器開発・製造競争では、初期には米国が大きくリードし、1950年代後半から急激な増加を行い、1960年代半ばには3万2500に達した。その後米国は、量的優位ではなく、命中精度など質的優位を追求したため、冷戦期には、ゆるやかな削減となる。他方、ソ連は遅れて出発したが、1960年代後半から急激な増加を行い、1980年代後半には4万5000に達している。冷戦の終結前後から急速な削減に入っている。冷戦終結後は両国とも大幅な削減を実施しており、2005年には米国5000、ロシア7200となっている。

2 米国とソ連／ロシアの戦略核兵器数の推移

(1945年－2012年)

戦略核兵器は米ソの間で直接打ち合う核兵器で、ICBM、SLBM、爆撃機、巡航ミサイルなどで運搬するものであるが、これはソ連が約10年遅れで米国を追いかけるといふ急激な増加の競争であり、冷戦の終結前後まで続いている。その後両国は、START条約などで大幅な削減に合意し、実施しつつあり、2005年現在では、米国4216、ロシア3814となっており、さらに2012年12月31日までに、1700-2200に削減することに合意している。

3 英国、フランス、中国の核兵器保有数

英国は2005年現在160の核兵器をSLBMに搭載し、40を貯蔵している。冷戦期には英国は、地上配備、海洋配備、航空機配備として約400の核兵器を保有していたが、その後運搬手段はSLBMのみとし、核兵器数も削減した。フランスは2005年現在350の核兵器をSLBMと爆撃機に搭載している。冷戦期には約500の核兵器を保有していたが、地上配備を全廃するなど、その後削減している。中国は2005年現在390の核兵器を配備している。中国は一時450位の核兵器を配備していると考えられたが、十分な透明性がないため、正確なところは不明であるが、増強しているとも考えられている。

4 イスラエル、インド、パキスタンの核兵器保有数

2005年現在で、イスラエルは100-300、インド

は30-35、パキスタンは24-48の核兵器を保有していると推測されている。これらは保有すると考えられている核分裂性物質の量からの推定であり、正確なところは不明である。

II 戦略兵器制限 (SALT) 交渉

1 対弾道ミサイル (ABM) 条約

相互確証破壊の考えにより、相手の攻撃を防止するには、第2撃による反撃力を十分残しておくことが必要となり、そのためには防衛がない方が好ましいということで、1972年に署名され発効した条約は領土全体にわたるミサイル防衛の設置を禁止し、首都またはICBM基地を1カ所だけ防衛できるものとし、防衛用のミサイルを100に制限した。

2 戦略攻撃兵器制限 (SALT-I) 暫定協定

1972年に署名された5年間の期限付き協定により、両国の現状を凍結するもので、ICBMは米国1054、ソ連1618、SLBMは米国710、ソ連950に制限した。数はソ連の方が多くなっているが、米国の方が質的に優れていたこと、米国が優位にある爆撃機が含まれていないことが背景にある。

3 戦略攻撃兵力制限 (SALT-II) 条約

1979年に署名されたこの条約は、ICBM、SLBM、爆撃機を対象とし、米ソの同数の制限を課すものであり、戦略運搬手段は2250と若干の削減を規定している。またその内訳を詳細に規定しているが、MIRV (個別誘導複数目標弾頭) 化ICBMなどは現状よりもかなり高いところに設定されており、一定の軍備競争を認めながら、予想外の展開を防止するためのものであった。この条約は発効しなかった。

III 中距離核戦力 (INF) 交渉

1 中距離核戦力 (INF) 条約

これは冷戦終結直前に合意された条約で、射程距

離500-5500kmの地上配備ミサイルの全廃を定めるもので、一定の範囲であるが、厳格な意味での最初の核軍備撤廃措置となる。1987年に署名され、1988年の発効から3年間で実施され、ミサイルについては米国は866、ソ連は1752、ミサイル発射機については米国は282、ソ連は845を実際に破壊している。このように運搬手段は破壊されたが、核弾頭はそのまま保持されている。ここではさまざまな現地査察が取り入れられ、核兵器の削減が実行されていった。

IV 戦略兵器削減 (START) 交渉

1 第1次戦略兵器削減 (START-I) 条約

冷戦終結後の1991年に署名され、1994年に発効し、7年間にわたり実施された条約で、基本的には米ソ (後に米国、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン) の戦略核兵器を半減するものである。まず米国が2246、ソ連が2500保有していた戦略運搬手段を1600に削減することが定められ、核弾頭は6000に削減することとなっている。これは米国は43%、ソ連は41%削減することになる。また6000のうち、ICBMとSLBMに搭載される核弾頭は4900に削減される。またソ連のみが保有する重ICBMの半減が定められている。また検証のために、13種類もの現地査察が実施される。

この条約内容は、2001年までに完全に実施され、冷戦後米露の核兵器は大幅に削減されることとなった。削減されるのは配備されているICBM、SLBM、爆撃機であり、それらは物理的に破壊されているが、核弾頭は取り外され保管されている。

2 第2次戦略兵器削減 (START-II) 条約

戦略核兵器をさらに削減するこの条約は、1993年に米露間で署名され、戦略核弾頭を2003年 (後に2007年) までに3000-3500に削減するものであった。またMIRV化ICBMの全廃、重ICBMの全廃、SLBM弾頭の1700-1750への削減を規定していた。

しかしこの条約は、ミサイル防衛の推進などについての米露間の対立のため、最終的には発効しなかった。

3 第3次戦略兵器削減（START-Ⅲ）条約

枠組み合意

1997年に米露は、STARTⅡ条約が発効したら交渉を開始するSTARTⅢ条約の基本的枠組みに合意した。そこでは、両国は2007年までに戦略核弾頭を2000-2500に削減すること、運搬手段のみならず核弾頭も廃棄すること、戦術核兵器の交渉も開始することに合意した。STARTⅡ条約が発効しなかったため、この交渉は行われていない。

V 戦略攻撃力削減（SORT）交渉

1 対弾道ミサイル（ABM）条約の失効

ABM条約は米ソ（露）間の戦略的安定性の基盤として相互確証破壊理論を支えるものとして重視されてきたが、ブッシュ政権になってミサイル防衛の開発・配備を推進することになり、それを規制するABM条約は邪魔であると考えられ、米国は2001年11月に条約からの脱退を声明し、条約は2002年5月に失効した。

2 戦略攻撃力削減（SORT）条約

2002年5月に米露により署名され、2003年6月に発効したこの条約は、両国の実戦配備核弾頭を、2012年末までに1700-2200に削減することを規定している。ブッシュ大統領は、基本的に国際法の規制を嫌い、米国の自由裁量の範囲を広く維持しようとしており、当初は条約による削減には反対し、米国が一方的に削減するとしていた。他方、ロシアは核弾頭の削減は、詳細な検証規定を含む詳細で厳格な条約によるべきであると主張した。

その結果作成された条約は、全文で5条のきわめて簡単なものであり、内容もブッシュ大統領が一方的に実施するとしていたものである。

(1) 削減の数と対象

ここでの削減は1700-2200となっており、STARTⅢで予定されていた2000-2500よりもさらに進んでいるように思われるが、対象が実戦配備のものであり、オーバーホール中のものは含まれないため、それを含めて数えるSTARTⅢの場合とほぼ同じものとなる。STARTⅢは2007年までに実施されることになっていたが、この条約の場合は2012年である。

(2) 削減のプロセスとペース

STARTⅠ条約は3年、5年、7年と3段階にわたる実施を規定し、STARTⅡ条約も2段階による実施を規定し、条約の実施が段階的に確実に実施されるよう規定していたが、この条約はそのような規定はまったくない。そのため、結果的に最終日に1700-2200になっていれば良く、締約国の自由裁量と柔軟性が最大限認められている。

(3) 核戦力の構成と構造

START諸条約では、ICBM、SLBMなど個々の運搬手段に関してそれに搭載できる核弾頭の数規制するなど、詳細な規定が置かれ、戦略的安定性の強化のため両国の戦略核戦力を一定の方向に削減することが意図されていた。この条約は「その戦略攻撃兵器の構成および構造を自ら決定するものとする」と規定されている。

(4) 運搬手段と弾頭の廃棄

STARTⅠおよびⅡ条約では、核弾頭数に匹敵する運搬手段、すなわちICBM、ICBM発射機、SLBM、SLBM発射機、爆撃機が実際に破壊されることになっており、STARTⅠは実施された。これは核軍縮の不可逆性の観点からきわめて重要なことである。これらでは、核弾頭は廃棄されなかったが、STARTⅢ条約では、核弾頭の廃棄までが予定されており、一層の不可逆性が確保されることになっていた。しかしSORT条約では、核弾頭が廃棄されないことは以前と同様であるとしても、その運搬手段も廃棄されない。ここでは、主として米国が削減し

たものを将来元に戻す可能性を維持するため、どちらも廃棄しないこととなった。これは核軍縮の不可逆性の側面からは大きな後退となっている。

(5) 検証と組織化

START I 条約の検証規定はきわめて詳細であり、その前提としてデータの交換やさまざまな通告が規定され、現地査察にも13種類の活動を列挙している。また条約の規定の目的および履行を促進するため「合同遵守査察委員会」を設置している。START II 条約の検証は、START I 条約の規定にしたがって実施されることになっており、「2国間履行委員会」が設置されることになっていた。SORT条約は検証・査察に関する規定はまったくなく、START I 条約が有効であり続けること、「2国間履行委員会」の設置が規定されているだけである。

(6) 有効期限と脱退

START I 条約の実施期限は7年で、条約の有効期限は15年であり、START II 条約の有効期限はSTART I 条約が有効である限りとされ、START III 条約については、これらをすべて無期限にすることも議論されていた。それに反してSORT条約は、延長される可能性を規定しているが、原則としては削減が実施される期限である2012年12月31日が条約の有効期限とされている。このまま行くと、削減が実現された翌日には条約は失効し、もはや条約の義務は存在しなくなるという不安定な状況になっている。脱退に関しては、START諸条約は、「本条約の内容に関する異常な出来事とその至高の利益を危うくしていると決定するとき」に、「6カ月の事前通告で」脱退できるものであったが、SORT条約では、上述のような条件はなく、「その主権の行使として」、「3カ月の事前通告で」脱退できるものとされている。これはきわめて容易に脱退を可能とするものであり、核軍

縮の不可逆性、法的安定性、予測可能性を大きく損なうものであり、米国の自由裁量および柔軟性を強調するものとなっている。

VI 今後の課題

1 戦略攻撃力削減 (SORT) 条約の後継

この条約は、削減の達成期限が2012年12月31日であるとともに、条約の有効期限も同じ日であるため、何もしていないとその翌日には条約は失効することになる。条約は締約国の合意により延長される可能性、および後の合意によりそれ以前に代替される可能性を規定している。米露がもはや敵対国でない現在において、1700-2200という数はあまりにも多すぎると思われるので、米露は早急に交渉を開始し、一層の削減を盛り込んだSORT II 条約を早期に締結することが望ましい。

2 第1次戦略兵器削減 (START-I) 条約の失効

1994年に発効したこの条約は、7年間で削減を実施したが、有効期限を15年と定めているため、2009年に失効する可能性がある。削減の内容に関しては、SORT条約が一層の削減を規定していることもあり、それに引き継がれたと考えることもできる。しかし、現在においてこの条約が重要なのは、核兵器削減の検証に関してである。SORT条約は検証規定を持たないため、その実施の検証は実際にはSTART-I 条約に依存している。この条約が失効すると検証が不可能になるので、何らかの形でそれに対応する必要があるだろう。

3 戦術核兵器の規制・削減

冷戦終結と共に、米(ソ)露の戦術核兵器の多くは外国から撤去され、配備数は大幅に削減されたが、これらの措置はそれぞれの一方的な措置であり、条約として成立しているものではない。その後の実施状況が必ずしも明らかでないため、米露は戦術核兵器の透明性を増し、それらを規制する条約を作成す

べきであろう。さらに西ヨーロッパに配備された米国の戦術核兵器とロシア内の戦術核兵器の双方を規制し削減するための交渉が開始されるべきであろう。

4 英国、フランス、中国の交渉参加

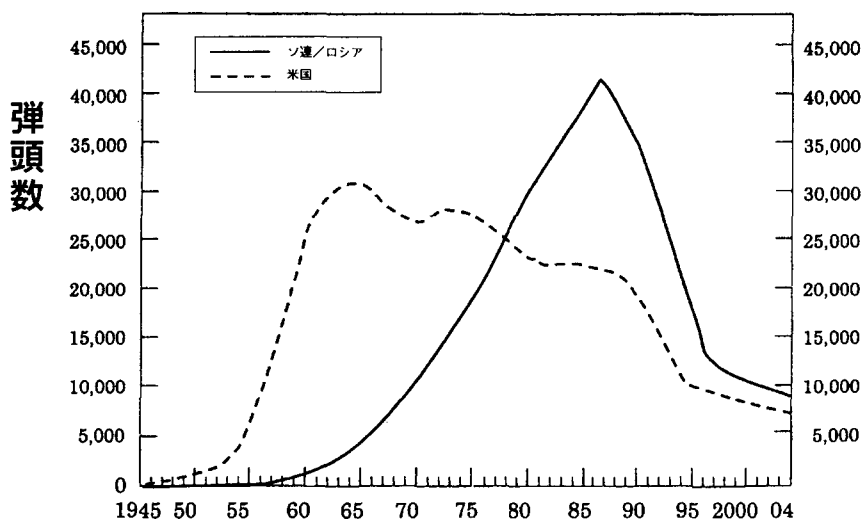
冷戦期と比べれば米露の核兵器は大幅に削減されているが、英仏中と比較すると、10倍以上の差がまだ存在する。英仏は冷戦後その核兵器を削減したが、中国は増強していると考えられている。このような状況で、英仏中が交渉に参加するとは考えられないが、特に中国の核兵器増強に対する対応が必要

であろう。兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)などはその1つの手段と考えられる。

5 イスラエル、インド、パキスタンへの規制

NPTの核兵器国としては認められていないが、事実上の核兵器国であるこの3国に対しても、規制が必要である。NPT上の核兵器国として認めることは、NPT体制の崩壊を意味する。したがって、側面からこれらの国の核開発を規制することが必要であり、包括的核実験禁止条約(CTBT)およびFMCTなどに取り込んでいくことが必要であろう。

米国とソ連／ロシアの核兵器の推移(1945-2004年)



米国とソ連／ロシアの核兵器の推移(1945-2012年)

